## 3 具体的事項

## (5) 期間の設定

介護支援専門員は、利用者の課題を解決するための適切な期間を設定するものとし、利用者の状況に合わせて、当該利用者が目標を意識しながら主体的・意欲的に介護サービスを利用していくことを目的として、短期目標※の期間の最長は、6か月を基本とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、利用者の状況に合わせた適切な期間を設定することとする。

※居宅サービス計画の短期目標、介護予防サービス支援計画の目標

目標に6か月以上の期間設定を行うことが妥当と考えられる例

- ア 健康状態・心身機能・生活習慣・環境因子を多面的に評価した結果、 分析した生活上の課題が不変的な課題であった場合
- イ 課題の改善に向けた目標の達成に要する期間が、明らかに長期間を要する場合
- ウ 具体的な期間と内容の目標設定を提案しても、利用者又は家族からの合意が得られなかった場合
- エ 利用者の状況により、当該利用者の意欲が低下しており、具体的な今後の目標を引き出せないなど、本方針3-(2)目標設定のアからオに示す目標設定が困難であった場合

なお、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、介護予防サービス計画が1年後の目標とする生活に向けて短期的な目標の達成を繰り返していくものであることを踏まえ、6か月以上の期間設定を行う場合であっても、1年以内の期間設定を行うことが望ましいものとする。

介護支援専門員は、利用者の状況に合わせて、利用者が意識しやすく主体的・ 意欲的に取り組むことができるような、具体的で達成可能な目標を立てるよう努 める。

期間の設定については、目標達成に必要な適切な期間を設定する。

なお、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、介護予防サービス計画が1年後の目標とする生活に向けて短期的な目標の達成を繰り返していくものであることを踏まえ、目標期間は最長12か月を基本とする。